

総会議長の選出に関する申し合わせ

2011年5月19日制定

1. この申し合わせは、この法人の定款第22条に定める議長の選出について、必要な事項を定める。
2. 議長の選出は推薦制とし、社員から推薦された者について、社員総会（以下、「総会」という。）の承認により決定するものとする。
3. 議長の推薦にあたっては、議事運営を円滑に行うことを考慮しなければならない。
4. 議長被推薦者が複数のときは、仮議長が1名の被推薦者を決定し、総会の承認を得る。
5. この申し合わせの変更は、諸規則制定に関する規程第4条（5）に従ってなす。

附 則

1. この申し合わせは2011年5月19日から施行する。